

---

## 令和8年度

# 「福祉ボランティア活動応援資金」募集要項

区域で福祉ボランティア活動を行う団体・ボランティアグループに対する助成

---

- 1 払出の趣旨 浪速区社会福祉協議会では市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品をもとに「善意銀行」を設置しています。
- 区内の地域福祉の推進を目的として、「善意銀行」に預託いただきましたみなさまに見える形で福祉の推進に貢献する仕組みとして、特定のテーマを決めて、そのテーマに沿った活動等を行っている団体に対して交付する「特定テーマ」払出を実施いたします。
- 「福祉ボランティア活動応援資金」では、毎年一回、区内で福祉ボランティア活動を行うグループ及び団体を対象に、払出先を募集します。
- 2 払出の対象 (1)区内で福祉ボランティア活動を行う団体  
(2)グループ5人以上で構成されていること。(法人格の有無は問わない)  
(3)助成金額総額の10%以上の自主財源が確保されていること。
- ただし次のいずれかに該当する場合は対象外とする。
- ・宗教活動や政治活動を目的とするものもしくはその管理下にあるもの
  - ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
  - ・営利を目的とするもの
  - ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
  - ・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの

- ・団体予算が 500 万円をこえているもの

※福祉ボランティア活動とは、主に高齢者・障がい者・児童を対象とした地域や福祉施設などで行われる自主的な無償の活動のことをさす。

活動例) ・地域や福祉施設での特技を生かした活動

- ・図書、朗読に関わる活動
- ・障がい者に関わる活動
- ・地域での喫茶・サロン活動
- ・子育て支援・おもちゃ図書館活動
- ・地域生活支援活動
- ・その他（善意銀行運営委員会で判断した活動）

3 対象の経費 福祉ボランティア活動に係る次の事業に要する経費

- ①広報・啓発活動
- ②ボランティア養成活動
- ③リーダー養成活動
- ④ボランティア活動に必要な技能講習
- ⑤ボランティア活動に必要な資機材・資料の購入
- ⑥そのほか、ボランティア活動を継続的に行うために必要な活動

※この払出は、年度を単位とする。（令和 8 年度中の活動にかかる必要経費で申請してください。）

※人件費や飲食費など自らの責任において負担すべき経費は対象外。

4 払 出 額 1 団体 4 万円まで（総額 6 0 万円）

5 申 込 方 法 払出申請書（第 1 号様式）に必要書類を添付し、浪速区社会福祉協議会に直接提出する。

- ◎必要書類
- (1)グループ及び団体の会則又は規約
  - (2)役員名簿
  - (3)活動計画書
  - (4)収支予算書
  - (5)前年度収支決算書
  - (6)請求書（第 3 号様式）

- 6 申込期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)
- 7 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定する。なお、払出が行われない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 決定の通知 払出の可否に関する結果は、文書にて通知します。(5月下旬予定)  
《通知後のおおまかな流れについて》
- ・申込時に予め提出された「払出請求書(第3号様式)」に基づいて、払出額を6月初旬に振り込む予定。
  - ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書(第4号様式)」及び必要書類を提出
- ※詳しくは払い出しが決定したグループ及び団体にお知らせします。
- 9 留意事項 (1)申請日以降に申請内容や役員などに変更が生じた場合は速やかに届けてください。また、申請内容に虚偽があった場合や委員会が不適切と判断した場合は、払出金を返還していただく場合があります。
- (2)申込受付後、別途書類の提出の依頼や電話等による問い合わせをさせていただきます。
- (3)この「ボランティア活動応援資金」の払出を受けたグループ及び団体が、大阪市ボランティア活動振興基金でも助成を受けていた場合、払出の決定を取り消します。また以降3年間の申請を受け付けません。

《申し込み及び問い合わせ先》

社会福祉法人大阪市浪速区社会福祉協議会

〒556-0011

大阪市浪速区難波中3-8-8(浪速スポーツセンター1階)

電話番号 06-6636-6027 / FAX 06-6636-6028